

(2026年9月4日発表)

9月4日「市民交流センター設置方針」の策定

【趣旨・背景】

- ・静岡市では、人口減少の加速やライフスタイルの多様化などの社会環境の変化を踏まえ、持続可能な公共サービスの提供に向けた検討を進めています。
- ・その中で、「老人福祉センター」「老人憩の家」「世代間交流センター」及び「勤労者福祉センター」の計16施設については、健康増進や教養講座、交流・居場所の提供など、共通する機能を担っている一方で、施設ごとに名称や利用条件、制度が異なることから、一体的に見直しを行うこととしました。
- ・見直しにあたっては、方向性の案について、政策形成段階(2026年3月)と政策決定段階(2026年7月)の2度にわたり市民意見募集を行い、寄せられたご意見を踏まえ、このほど、「市民交流センター設置方針」を策定しました。

【主な見直し内容】

- ・「老人福祉センター」「老人憩の家」「世代間交流センター」及び「勤労者福祉センター」の計16施設について、名称を「市民交流センター」に統一します。
- ・年齢等による利用者制限を見直し、多様な世代が利用・交流できる施設へ転換します。
- ・それぞれの施設の従来の機能を維持しながら、居場所や交流の場としての機能を充実させ、地域の中で支え合う関係づくりを促進することで、誰もが健やかに安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

【今後の予定】

必要な条例・規則の改正や施設運営の見直しなどを行い、2027年4月から新たな施設として運用を開始します。

【方針の公表】

市ホームページ「市民交流センター設置方針について」をご覧ください。

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2837/s013019.html> ※午後3時に公表予定

【これまでの市民意見募集の状況】

(1)政策形成段階での市民意見募集

市ホームページ「静岡市生涯学習のサービス内容及び提供場所に係る最適化の方向性(案)について」をご覧ください。 <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2934/s013123.html>

(2)政策決定段階での市民意見募集

市ホームページ「(仮称)福祉交流センターの設置(案)について」をご覧ください。

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2837/s013018.html> ※午後3時結果公表予定

【問い合わせ先】

(1)設置方針に関すること、市民意見募集とその結果に関すること

総合政策局 総合政策課(静岡庁舎新館12階) 担当者:宮内、清水、香西 電話:054-221-1020

(2)設置方針の策定に伴う条例・規則の改正に関すること、施設運営の見直しに関すること

保健福祉長寿局 健康福祉部 高齢者福祉課(静岡庁舎新館14階) 担当者:宮川、曽根 電話:054-221-1201

【別紙資料等】

有(市民交流センター設置方針(別紙1)、市民意見募集の結果と意見の反映状況(別紙2))

市民交流センター設置方針

～老人福祉センター等の高齢者福祉施設及び勤労者福祉センターの再編～

1 再編の目的

静岡市には、温暖な気候と豊かな自然環境、温かい人の心と社会の絆、交通の要衝、魅力ある中心市街地、多様で深みのある産業、大学等の多くの教育機関といった多彩な魅力があります。

一方で、静岡市では人口減少が加速期に入り、このまま推移した場合、地域経済の縮小や生活関連産業の衰退、雇用の減少など、日常生活への直接的な影響は避けられません。特に、若年層の流出や高齢化の進行は地域の活力を低下させ、行政サービスの維持に支障をきたす可能性があります。その結果、市民一人ひとりの暮らしの質や幸福度の低下につながるおそれがあります。

こうした中、静岡市では、限られた公共資源をより効果的に活用し、地域のニーズに即したサービスを提供するために、公共施設のあり方やサービス内容の見直しを行っています。

その見直しの方向性について、市民の皆様から意見を募集する中で、世代を問わず集える居場所や交流機能を求める声が寄せられました。

これらを踏まえ、健康増進や教養講座、交流・居場所の提供など、共通する機能を担っている一方で、施設ごとに名称や利用条件、制度が異なる「老人福祉センター」「老人憩の家」「世代間交流センター」及び「勤労者福祉センター」について、一体的に見直しを行うこととしました。

今後は、地域の中で支え合う関係づくりと、それによる誰もが健やかに安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、各施設の機能を維持しながら、年齢等で設定されている利用者制限の見直しにより、当該施設を多世代における居場所や交流の場へと転換していきます。

対象となる4種類の施設(16館)



老人福祉センター
(8館)

老人福祉センターは、老人福祉法第15条第5項の規定に基づいて、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的(同法第20条の7)として設置している施設です。また、老人福祉センターに準ずる施設として、「老人憩の家」及び「世代間交流センター」があります。



老人憩の家
(2館)



世代間交流センター
(3館)



勤労者福祉センター
(3館)

地方自治法第244条の2第1項の規定により、勤労者その他一般市民の文化教養の向上、健康の増進及び余暇利用の充実を目的として設置している施設です。

2 市民交流センターの概要

(1) 再編のめざす姿

市民の皆様から寄せられた意見を踏まえ、施設名称及び制度を統一し、市民の皆様にとって分かりやすく利用しやすい施設への転換を進めます。また、これまで各施設が担ってきた高齢者福祉、勤労者福祉等の機能を維持しながら、居場所や交流の場としての機能を拡充し、地域の中で支え合う関係づくりを促進する施設を目指します。



(2) 設置目的

地域コミュニティの希薄化や社会的孤立など多様化・複雑化する地域課題に対応するため、施設の設置目的を以下のとおり設定します。

市民の福祉の増進に資する居場所及び交流の場を提供し、地域における支え合う関係づくりを推進することにより、誰もが健やかに安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る。

3 具体的な変更点

(1)施設の名称を統一します。

施設名称は「市民交流センター」に統一します。なお、親しみやすさを継承するため、施設の愛称はそのまま使用します。

変更前
静岡市鯨ヶ池老人福祉センター
静岡市長尾川老人福祉センター
静岡市用宗老人福祉センター
静岡市清水中央老人福祉センター
静岡市清水船越老人福祉センター
静岡市清水折戸老人福祉センター 羽衣荘
静岡市蒲原老人福祉センター
静岡市清水東部老人憩の家
静岡市清水老人憩の家 清開きらく荘
静岡市清水北部交流センター
静岡市清水南部交流センター
静岡市由比交流センター
静岡市北部勤労者福祉センター(ラパック静岡)
静岡市南部勤労者福祉センター(来・て・こ)
静岡市小鹿老人福祉センター
静岡市東部勤労者福祉センター(清水テルサ)



変更後
静岡市鯨ヶ池市民交流センター
静岡市長尾川市民交流センター
静岡市用宗市民交流センター
静岡市清水中央市民交流センター
静岡市船越市民交流センター
静岡市折戸市民交流センター(羽衣荘)
静岡市蒲原市民交流センター
静岡市興津市民交流センター
静岡市清開市民交流センター(清開きらく荘)
静岡市飯田市民交流センター
静岡市駒越市民交流センター
静岡市由比市民交流センター
静岡市本通市民交流センター(ラパック静岡)
静岡市小鹿市民交流センター(来・て・こ) ※名称のみ統一、機能はどちらも維持されます
静岡市みなと市民交流センター(清水テルサ)

(2)年齢等による利用者制限を見直し、多様な世代が利用・交流できる施設に転換します。

年齢や属性によって利用者の範囲を制限していた規定を見直し、より多様な世代や属性の方が利用できるようにします。また、世代間の交流を促進し、地域における支え合う関係づくりを進めるとともに、健康づくりや教養の向上などを通じて、地域における豊かな暮らしの実現を目指します。

(従前のイメージ)



(見直し後のイメージ)



世代間の
交流

支え合う
関係づくり

健康増進

地域クラブ
活動

3 具体的な変更点

(3)開館時間と休館日を見直します。

開館時間及び休館日については、機能の再編に合わせて、下記のとおり見直します。

施設名	開館時間	休館日
静岡市鯨ヶ池市民交流センター	午前9時～午後5時30分 ※浴室は午前10時～午後3時30分	月曜日（休日の場合は翌平日）、年末年始（12月29日～1月3日）
静岡市長尾川市民交流センター		
静岡市用宗市民交流センター		
静岡市船越市民交流センター		
静岡市折戸市民交流センター		
静岡市蒲原市民交流センター		
静岡市興津市民交流センター		
静岡市清開市民交流センター		
静岡市由比市民交流センター		
静岡市駒越市民交流センター		
静岡市本通市民交流センター		
静岡市みなと市民交流センター		
静岡市飯田市民交流センター	1階 午前9時～午後9時 2階 午前9時～午後5時30分 ※浴室は午前10時～午後3時30分	第3日曜日、休日、 年末年始(12月29日～1月3日)
静岡市清水中央市民交流センター	午前9時～午後9時 ※浴室は午後1時30分～午後7時	
静岡市小鹿市民交流センター	1階 午前9時～午後5時30分 2階 午前9時～午後9時 ※浴室は午前10時～午後3時30分	

(4)従来の施設が持つ役割や機能を維持しつつ、さらに機能を拡充します。



老人福祉センター
(8館)



老人憩の家
(2館)



世代間交流センター
(3館)



勤労者福祉センター
(3館)

【維持する機能】

相談支援、教養講座、健康増進、レクリエーション、高齢者の居場所、浴室

【拡充する機能】

自由利用スペース、貸室(※)、おむつ替え・授乳スペース、洋式トイレ

※貸室には料金を設定しますが、従来の施設の設置目的を考慮し、優先利用及び減免規定を整備します。

【維持する機能】

トレーニング・フィットネス、
教養講座、健康増進、浴室、
貸室

【拡充する機能】

自由利用スペース

【貸室について】

目的に応じてより利用しやすくなるよう、新たな貸室の整備や貸出時間の区分を見直します。

貸出は午前(午前9時～正午)、午後①(午後1時～午後3時)、午後②(午後3時30分～午後5時30分)、夜間(午後6時～午後9時)の4区分とし、地域クラブ活動の受入れ体制を整え、利用機会を広げるとともに、稼働率を高めます。貸室の予約については、窓口だけでなく、オンライン予約にも対応し、利便性を向上させます。なお、予約システムについては、貸室の運用を統一した上で対応します。

4 具体例（モデルケース）

静岡市鯨ヶ池市民交流センター

【主な変更点】

	変更前
名 称	静岡市鯨ヶ池老人福祉センター
利用者	高齢者(60歳以上)
機 能	・高齢者向け講座・交流 ・高齢者同士の交流 ・高齢者の居場所づくり
時 間	午前9時～午後4時 ※浴室は午前10時～午後3時30分
休館日	月曜日、第3日曜日、休日、 年末年始(12月29日～1月3日)

	変更後
名 称	静岡市鯨ヶ池市民交流センター
利用者	全市民 ※利用者制限なし
機 能	以下の機能を拡充 ・子育て世代が利用しやすい自由利用スペース ・貸室
時 間	午前9時～午後5時30分 ※浴室は変更なし
休館日	月曜日(休日の場合は翌平日) 年末年始(12月29日～1月3日)

自由利用スペースへの
転用イメージ



(イメージ)



【貸室機能の付加】

●貸出区分

午前(午前9時～正午)、午後①(午後1時～午後3時)、午後②(午後3時30分～午後5時30分)

●料金設定

貸室の面積に応じた料金体系とし、近傍類似施設との均衡を考慮しながら設定します。

(面積による区分)

45㎡未満
45㎡以上65㎡未満
65㎡以上100㎡未満
100㎡以上150㎡未満
150㎡以上



静岡市みなと市民交流センター（清水テルサ）

【主な変更点】

	変更前
名 称	静岡市東部勤労者福祉センター
利用者	全市民 ※フィットネス・プールは19歳以上
機 能	・勤労者向け講座 ・フィットネス・プール、貸室
時 間	午前9時～午後9時 ※フィットネス・プールは午前10時～午後10時
休館日	第2・第4月曜日(祝日の場合は翌平日)、 年末年始(12月29日～1月3日) ※フィットネス・プールは毎週月曜日 (祝日の場合は翌平日)

	変更後
名 称	静岡市みなと市民交流センター
利用者	全市民(※)
機 能	以下の機能を拡充 ・全世代利用可能な自由利用スペース
時 間	午前9時～午後9時 ※フィットネス・プールも統一
休館日	月曜日(休日の場合は翌平日)、 年末年始(12月29日～1月3日)

全世代利用可能な
交流スペースのイメージ



※フィットネス・プールは利用対象を拡大しますが、事故防止の観点から、中学生以下の利用について一定の制限を付す予定です。

【貸室の見直し】

●貸出区分

現行の午後枠(午後1時～午後5時)を2分割し、午後①(午後1時～午後3時)、午後②(午後3時30分～午後5時30分)の区分を新設します。

変更前	午前 (午前9時～正午)	午後 (午後1時～午後5時)	夜間 (午後6時～午後9時)
変更後	午前 (午前9時～正午)	午後① (午後1時～午後3時)	午後② (午後3時30分～午後5時30分)
			夜間 (午後6時～午後9時)

※引き続き「午後」の予約も可能とします。

※午後①及び午後②の使用料については、現行の午後の使用料を2等分した金額とすることを想定しています。

5 施設ごとの詳細

静岡市鯉ヶ池市民交流センター



【所在地】
葵区下951番地の1

【開館時間】
午前9時～午後5時30分

【休館日】
月曜日(休日の場合は翌平日)、
12月29日～1月3日

【主な機能】

相談支援、教養講座、健康増進、レクリエーション、
高齢者の居場所、浴室
＜拡充＞貸室、自由利用スペース

静岡市長尾川市民交流センター



【所在地】
葵区長尾117番地

【開館時間】
午前9時～午後5時30分

【休館日】
月曜日(休日の場合は翌平日)、
12月29日～1月3日

【主な機能】

相談支援、教養講座、健康増進、レクリエーション、
高齢者の居場所、浴室
＜拡充＞貸室、自由利用スペース

静岡市用宗市民交流センター



【所在地】
駿河区用宗五丁目21番10号

【開館時間】
午前9時～午後5時30分

【休館日】
月曜日(休日の場合は翌平日)、
12月29日～1月3日

【主な機能】

相談支援、教養講座、健康増進、レクリエーション、
高齢者の居場所、浴室
＜拡充＞貸室、自由利用スペース

静岡市清水中央市民交流センター



【所在地】
清水区宮代町1番1号

【開館時間】
午前9時～午後9時

【休館日】
毎月の第3日曜日、休日、
12月29日～1月3日

【主な機能】

相談支援、教養講座、健康増進、レクリエーション、
高齢者の居場所、浴室
＜拡充＞貸室、自由利用スペース

静岡市船越市民交流センター



【所在地】
清水区船越二丁目9番26号

【開館時間】
午前9時～午後5時30分

【休館日】
月曜日(休日の場合は翌平日)、
12月29日～1月3日

【主な機能】

相談支援、教養講座、健康増進、レクリエーション、
高齢者の居場所
＜拡充＞貸室、自由利用スペース

静岡市折戸市民交流センター



【所在地】
清水区折戸四丁目8番53号

【開館時間】
午前9時～午後5時30分

【休館日】
月曜日(休日の場合は翌平日)、
12月29日～1月3日

【主な機能】

相談支援、教養講座、健康増進、レクリエーション、
高齢者の居場所
＜拡充＞貸室、自由利用スペース

静岡市蒲原市民交流センター



【所在地】
清水区蒲原神沢1363番地の4

【開館時間】
午前9時～午後5時30分

【休館日】
月曜日(休日の場合は翌平日)、
12月29日～1月3日

【主な機能】

相談支援、教養講座、健康増進、レクリエーション、
高齢者の居場所
＜拡充＞貸室、自由利用スペース

静岡市興津市民交流センター



【所在地】
清水区興津中町1288番地

【開館時間】
午前9時～午後5時30分

【休館日】
月曜日(休日の場合は翌平日)、
12月29日～1月3日

【主な機能】

相談支援、教養講座、健康増進、レクリエーション、
高齢者の居場所
＜拡充＞貸室、自由利用スペース

5 施設ごとの詳細

静岡市清開市民交流センター



【所在地】
清水区清開二丁目1番1号

【開館時間】
午前9時～午後5時30分

【休館日】
月曜日(休日の場合は翌平日)、
12月29日～1月3日

【主な機能】

相談支援、教養講座、健康増進、レクリエーション、
高齢者の居場所
＜拡充＞貸室、自由利用スペース

静岡市飯田市民交流センター



【所在地】
清水区八坂町2110番地の2

【開館時間】
1階:午前9時～午後9時
2階:午前9時～午後5時30分

【休館日】
月曜日(休日の場合は翌平日)、
12月29日～1月3日

【主な機能】

相談支援、教養講座、健康増進、レクリエーション、
世代間交流、浴室、貸室
＜拡充＞自由利用スペース

静岡市駒越市民交流センター



【所在地】
清水区駒越南町9番50号

【開館時間】
午前9時～午後9時

【休館日】
月曜日(休日の場合は翌平日)、
12月29日～1月3日

【主な機能】

相談支援、教養講座、健康増進、レクリエーション、
世代間交流、貸室
＜拡充＞自由利用スペース

静岡市由比市民交流センター



【所在地】
清水区由比北田450番地

【開館時間】
午前9時～午後5時30分

【休館日】
月曜日(休日の場合は翌平日)、
12月29日～1月3日

【主な機能】

相談支援、教養講座、健康増進、レクリエーション、
世代間交流、浴室、貸室
＜拡充＞自由利用スペース

静岡市本通市民交流センター



【所在地】
葵区本通7丁目11番地の9

【開館時間】
午前9時～午後9時

【休館日】
月曜日(休日の場合は翌平日)、
12月29日～1月3日

【主な機能】

トレーニング・フィットネスルーム、貸室、教養講座、
健康増進、浴室
＜拡充＞自由利用スペース

静岡市みなと市民交流センター



【所在地】
清水区島崎町223番地

【開館時間】
午前9時～午後9時

【休館日】
月曜日(休日の場合は翌平日)、
12月29日～1月3日

【主な機能】

トレーニング・フィットネスルーム、貸室、教養講座、
健康増進、浴室
＜拡充＞自由利用スペース

静岡市小鹿市民交流センター



【所在地】
駿河区小鹿二丁目25番45号

【開館時間】
1階:午前9時～午後5時30分
2階:午前9時～午後9時

【休館日】
日曜日、12月28日～1月5日

【主な機能】

トレーニング・フィットネスルーム、貸室、教養講座、
健康増進、レクリエーション、高齢者の居場所、浴室
＜拡充＞自由利用スペース



※小鹿市民交流センターは、同一施設内にある小鹿老人福祉センターと南部勤労者福祉センターの名称を統一したものです。名称統一後も、2館の施設機能は維持しながら、サービス内容を拡充していきます。

【参考】これまでの経緯

【政策形成段階】

「生涯学習のサービスの内容及び提供場所に係る最適化の方向性案」に関するパブリックコメントを実施

- ・実施期間:2026年3月25日(水)から4月24日(金)まで
- ・回答件数:564件(399人)
 - ✓世代や属性を問わず利用しやすい施設や交流・居場所としての機能の充実を求める意見が寄せられた

【政策決定段階】

「(仮称)福祉交流センターの設置案」に関する市民意見を募集

●パブリックコメント

- ・実施期間:2026年7月9日(木)から8月10日(月)まで
- ・回答件数:88件(41人)
 - ✓施設の多世代化について、賛成の意見や具体的な施設機能の提案が多数寄せられた
 - ✓「福祉」という名称では対象者が限定された施設である印象を与える可能性があるとの意見があった

●意見交換会

- ・実施状況:① 2026年7月23日(木) 午後7時～午後9時 (清水区役所)
② 2026年7月24日(金) 午後7時～午後9時 (静岡庁舎)
③ 2026年7月29日(水) 午後7時～午後9時 (駿河区役所)
- ・参加人数:延べ36人
 - ✓肯定意見:多世代交流や新たな居場所への期待、名称、開館時間、休館日等の統一
 - ✓懸念点:「福祉」という名称が対象を限定する印象、生涯学習施設との役割の違いが不明確
多世代交流の具体像が見えにくい
 - ✓改善提案:交流イベント等のきっかけづくり、名称や愛称の検討、既存利用者に配慮した空間・運用

●利用者アンケート(高齢者福祉施設)

- ・実施方法:パブリックコメントで示した案に対する利用者の受け止めや意見を把握するため、老人福祉センター等で実施している「でん伝体操」等の開始前の時間を活用してアンケートを実施
- ・実施場所:老人福祉センター、老人憩の家、世代間交流センター 計10施設
- ・回答件数:151件
- ・回答内容:① 開館時間の変更について … 賛成149件、反対2件
② 休館日の変更について … 賛成148件、反対3件
③ 名称の変更について … 賛成150件、反対1件

【設置方針策定】

「市民交流センター」の設置方針を策定

- ✓施設名称はパブリックコメントで寄せられた「市民交流センター」という提案を採用し、方針に反映した

1 市民意見募集の実施状況

(1)パブリックコメント

- ▶ 期 間 2026年7月9日(木)から8月10日(月)まで
- ▶ 募集方法 市ホームページ(Logoフォーム)からの電子申請、郵送、ファクシミリ、持参
- ▶ 件 数 88件(41人)
 - 【内訳】居住区 葵区15件(7人)、駿河区14件(6人)、清水区59件(28人)
 - 年 代 30代1件(1人)、40代4件(4人)、50代36件(5人)、60代29件(14人)、70歳以上18件(17人)
 - 性 別 男性20人、女性21人



- ▶ 意見の傾向
 - ・居住区別では清水区在住の方が約7割、60代・70歳以上の方が意見提出者全体の約8割を占めた。
 - ・多世代利用への期待がある一方、健康づくり事業や相談機能、プール・浴室などの既存機能の維持を求める意見が多く寄せられた。
 - ・名称や利用料金や安全対策など、再編後の施設運営の具体化を求める意見がみられた。

(2)意見交換会(3区)

葵 区 日 程 2026年7月24日(金) 午後7時～午後9時 静岡庁舎 参加者 13人
 【内訳】居住区:葵区7人、駿河区4人、清水区2人
 年 代:20代1人、30代1人、40代4人、50代3人、60代3人、70歳以上1人
 性 別:男性8人、女性5人

駿河区 日 程 2026年7月29日(水) 午後7時～午後9時 駿河区役所 参加者 10人
 【内訳】居住区:葵区1人、駿河区7人、清水区2人
 年 代:40代1人、50代5人、60代3人、70歳以上1人
 性 別:男性5人、女性5人

清水区 日 程 2026年7月23日(木) 午後7時～午後9時 清水区役所 参加者 13人
 【内訳】居住区:葵区2人、清水区11人
 年 代:40代1人、50代4人、60代1人、70歳以上7人
 性 別:男性10人、女性3人

- ▶ 意見の傾向
 - ・年齢制限をなくし、多世代が利用できる施設へ転換する方向性について、概ね肯定的な意見が寄せられた。
 - ・高齢者の居場所機能を維持しながら、新たな利用者を受け入れる工夫や、世代間交流を促す仕組みを整える必要があるとの意見がみられた。

(3)利用者アンケート

- ▶ 実施場所 老人福祉センター、老人憩の家、世代間交流センター 計10館 回答数:151人
- ▶ 質問内容及び結果

	項目	賛成	反対
1	開館時間の変更について	149	2
2	休館日の変更について	148	3
3	名称の変更について	150	1

- ▶ 意見の傾向
 - ・開館時間、名称等の変更については98%以上が賛成しており、方向性について概ね理解が得られた。
 - ・既存活動の継続や利用環境の維持を求める意見が寄せられた。

2 主な意見と反映状況

主な論点① 再編のめざす姿・施設の設置目的

【内容の具体】

- めざす姿
世代を超えたつながりと支え合いにより、誰もが安心して健康に暮らし続けられるまち
- 施設の設置目的:
年齢及び属性を問わず、市民が気軽に交流し、地域の中で支え合う関係づくりを進めるとともに、居場所及び交流の場の提供、福祉の向上に資する機能を一体的に備え、健やかな暮らしを支える福祉交流拠点とする。

- | | | | |
|-----|--|-----|---|
| 意見① | 高齢者だけでなく子育て世代や若者も利用できる施設にすべき。 | 意見② | 高齢者の居場所や利用環境が失われないよう、既存機能を維持してほしい。 |
| 意見③ | 「福祉交流センター」という名称にもかかわらず、子育て世代のことは示されている一方で、障がい者については触れていない。 | 意見④ | 交流や支え合いは場所を整備するだけで実現するものではなく、人と人をつなぐ仕組みやコーディネーターの配置など具体的な取組が必要。 |

- 市の考え**
- ・高齢者福祉や勤労者福祉など、各施設が担ってきた機能を維持しながら、子どもから高齢者まで、また、障がいの有無等に関わらず、多様な方が利用・交流できる施設をめざす。
 - ・地域のつながりや支え合い、交流を促進するため、施設の活用に加え、つながりづくりに資する事業の実施や、運営上の工夫を通じて、人と人とのつながりを生み出す取組を進める。

- 反映状況**
- ・パブリックコメントの提案内容のとおり、再編後も、既存施設の機能を維持する。
 - ・誰もが利用できる施設であることを示すため、設置目的の表現を「市民の福祉の増進に資する」へ見直し、ハード整備を含め、障がいの有無に関わらず誰もが利用しやすい環境を整える。
 - ・指定管理の業務仕様書に、交流や地域のつながりづくりに資する事業の実施を位置づける。

主な論点② 施設名称

【内容の具体】

施設の名称を「福祉交流センター」に統一します。

- | | | | |
|-----|---|-----|--|
| 意見① | 「福祉」から想起されるイメージと、実際に目指している施設の対象者や機能との間に乖離がある。 | 意見② | 老人福祉センターの“老人”という言葉がネガティブな表現に見えて、高齢者でも足が遠のいていたので、名称の変更には賛成。 |
|-----|---|-----|--|

- 市の考え**
- ・当該施設は、子どもから高齢者まで幅広い世代が交流し、地域の中で支え合える関係づくりを目的とした施設であるため、幅広い世代の利用を促したい。
 - ・施設名称は、施設の機能や役割を分かりやすく伝えるとともに、誰もが気軽に利用できる施設である旨をイメージさせる名称であることが重要である。

- 反映状況**
- ・「福祉交流センター」では、施設の利用対象者が限定されると受け取られる懸念を踏まえ、施設のコンセプトに合わせて、名称を「市民交流センター」に改める。

市民意見募集の結果と寄せられた意見の反映状況(高齢者福祉施設等及び勤労者福祉施設の再編)

主な論点③ 利用者制限の見直し

【内容の具体】

- 年齢等による利用者制限を見直し、多様な世代が利用できる施設に転換します。
- 世代間の交流を促進し、地域における支え合う関係づくりを進めるとともに、健康づくりや教養の向上などを通じて、地域における豊かな暮らしの実現を目指します。

意見①

多世代化しても、高齢者が安心して過ごせる休憩室などを残してほしい。

意見②

プール等を子どもに開放する場合、安全面や既存利用者への配慮が必要。

市の考え

- ・多世代利用を進める一方で、高齢者が安心して過ごせる場は引き続き確保する。
- ・プール・フィットネスを含め、施設利用における利用者の安全確保を徹底する。

反映状況

- ・これまで年齢等により設定されていた利用者制限を見直し、多様な世代が利用できる施設に転換していく。高齢者福祉施設の主たる機能であった高齢者の居場所機能等は、転換後も引き続き維持する。
- ・プール・フィットネスは、安全確保のため一定の年齢制限を設け、管理マニュアルを改定する。

主な論点④ 開館時間・休館日の見直し

【内容の具体】

- 開館時間と休館日を見直し、分かりやすい施設運営を目指します。
- 夜間利用のニーズが高い施設などについては、サービスの低下に繋がらないよう、施設の利用者等との意見交換を通じて柔軟に設定します。

意見①

夜間の開館時間短縮は、夜間利用が中心の勤労者へのサービス低下となる可能性がある。

意見②

開館時間が異なる施設、月曜日が休館となる施設、日曜日が休館となる施設が併存していてわかりにくい。

市の考え

- ・開館時間は午前9時から午後5時30分までを基本とし、夜間利用のニーズがある施設については、利用実態に応じて閉館時間を午後9時までとする。
- ・複合施設については、安全管理や利用案内の分かりやすさを考慮し、市民交流センターの休館日を複合施設全体の休館日に合わせる。

反映状況

- パブリックコメントで示した提案内容を基本とし、意見を踏まえ以下の点を変更する。
- 【開館時間】
- ・夜間利用のニーズがある施設は、開館時間を午前9時から午後9時までに設定する。
- 【休館日】
- ・月曜日(休日の場合は翌平日)、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を基本として統一する。
 - ・複合施設においては、それぞれの施設全体の休館日に合わせて市民交流センターの休館日を設定する。

主な論点⑤ 従来の施設が持つ役割や機能の維持・拡充

【内容の具体】



老人福祉センター
(8館)



老人憩の家
(2館)



世代間交流センター
(3館)



勤労者福祉センター
(3館)

【維持する機能】

相談支援、教養講座、健康増進、レクリエーション、高齢者の居場所、浴室

【拡充する機能】

自由利用スペース、貸室(※)

※貸室には料金を設定しますが、従来の施設の設置目的を考慮し、優先利用及び減免規定を整備します。

【維持する機能】

トレーニング・フィットネス、教養講座、健康増進、浴室、貸室

【拡充する機能】

自由利用スペース

意見①

既存の健康増進、入浴、プール、フィットネス等の機能を維持してほしい。

意見②

自由利用スペースの整備だけでなく、交流を促す事業・仕組みが必要。

意見③

授乳やおむつ替えに対応した設備が必要。

意見④

利用料は上がってもいいので、もう少ししっかりとハード面の改修を進め、市民が気持ちよく使えるような施設にしてほしい。

市の考え

- ・各施設が担ってきた機能を維持しながら、子育て世代、若者、働く世代、高齢者など、多様な世代の方に利用しやすい施設としていくことを目指す。
- ・自由利用スペースの整備を進めるとともに、講座・交流事業により、世代間交流や、地域住民同士の交流を促進する。

反映状況

- ・市民交流センター全体として、子どもから高齢者まで、また障がいの有無に関わらず誰もが利用しやすい環境を整える。
- ・旧高齢者福祉施設については、おむつ替えや授乳スペースの整備、トイレの洋式化などハード整備を行うことで、利用者層の幅を広げる。
- ・旧勤労者福祉センターについては、トレーニング・フィットネス、教養講座、健康増進、浴室及び貸室の機能を維持するとともに、既存の自由利用スペースに加え、Wi-Fi環境を整備するなど、より利用しやすい施設とする。
- ・世代間の交流を促す取組については、自由利用スペースの整備と並行して検討を進める。